

# 第1回 中央区自治協議会 会議録

開催日時	平成30年4月27日（金曜）午後3時00分から午後4時20分まで
会場	中央区役所 5階 対策室
出席者	<p><b>委員</b></p> <p>田巻委員, 清水委員, 田村(幸)委員, 外内委員, 浅野委員, 高橋委員, 加藤委員, 渡部委員, 樋口委員, 青木委員, 廣瀬委員, 川崎委員, 伊藤委員, 竹田委員, 三國委員, 田村(良)委員, 関谷委員, 田辺委員, 菊地委員, 佐藤(雅)委員, 富樫委員, 吉岡委員, 堀委員, 津吉委員, 小林委員, 細川委員, 本間委員, 南雲委員, 渡邊委員, 高岡委員, 藤瀬委員, 後藤委員, 井上委員, 松田委員 出席 34名 欠席 4名 (野澤委員, 佐藤(俊)委員, 大滝委員, 肥田野委員)</p> <p><b>事務局</b></p> <p>[新潟市役所]市民協働課長 [新潟市教育委員会]中央区教育支援センター所長, 中央公民館長 [中央区役所] 区長, 副区長, 窓口サービス課長, 健康福祉課長, 保護課長, 建設課長, 東出張所長, 南出張所長, 地域課長, 地域課長補佐</p>
議 事	<p><b>1 開会</b></p> <p>○会議の成立について 委員 38名中 34名出席のため, 規定により会議は成立</p> <p><b>2 区長挨拶 渡辺中央区長</b></p> <p><b>3 中央区管理職及び事務局紹介</b></p> <p><b>4 報告 (議長=田村会長)</b> ――自治協議会委員活動報告――</p> <p>(1) 委員からの報告について</p> <p>① 新潟市防災会議 津波対策専門会議 (資料 報1-1)</p> <p>(議 長)</p> <p>入舟地区コミュニティ協議会の田村でございます。よろしくお願いたします。 本日の議題に入る前に, 座席について, 私から報告させていただきます。すでに, 皆様がお座りになられていますが, 一部の座席を変更させていただいております。これは, 会長席から会場全体を把握できることが望ましいのではないかと, 総務運営会議で判断させていただきました。慣れてきたところでの座席変更となり申し訳ありませんが, 新年度で気分一新を兼ねまして, 今後, この座席で会議を進めていきたいと思っております。ご理解, ご協力をお願いいたします。 本日, 配付した次第をご覧ください。報告が 5 件, その他が 2 件でございます。</p>

次第に沿って会議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

報告に入らせていただきます。報告(1)「委員からの報告について」です。新潟市防災会議津波対策専門会議と新潟市防災会議について、川崎委員から順次ご報告をお願いいたします。

#### (川崎委員)

長嶺地域コミュニティ協議会の川崎です。

平成29年度第2回新潟市防災会議津波対策専門会議に出席してまいりました。日時、会場、出席委員は記載のとおりです。今回は静岡大学の井ノロードバイザーが参加されました。議題として、(1)新たな市津波ハザードマップに使用する浸水深の色分けについて、協議の結果、下記のように決定しました。色、道路、高速道路、鉄道、凡例は記載のとおりです。新たな津波ハザードマップに使用する基準水位(せり上がり浸水深)(案)の表示について、協議の結果、下記のように決定しました。津波到達時間の図面にせり上がり部分を表示いたします。せり上がりが10センチ以上発生する地帯を白で網掛けし、せり上がりを説明する文章とイラストを同じ地図上に表示し、見やすくすることにしました。目標として夏ごろまでに公表する予定です。

その他としまして、2月の中央区自治協議会での細川委員からの意見でしたけれども、寄居浜以外の代表地点の津波水位について、地図上に入れることは困難ということでした。そこで、新潟市危機管理防災局防災課より、別紙の津波水位一覧を提出していただきましたので、後ほどご覧ください。

#### ② 新潟市防災会議 (資料 報1-2)

続いて、平成29年度新潟市防災会議に出席してまいりました。日時、会場、出席委員は記載のとおりです。開催の前に14時20分から新潟市役所本部会議室におきまして、自治協議会選出委員に、避難所開設体制の見直しについて説明がありました。これは後ほど、担当課より説明がありますので、省略いたします。議題といたしまして、(1)平成29年度新潟市地域防災計画の修正について、主な修正内容です。

①災害時受援計画の策定。災害時、国、自治体からの人的応援を迅速かつ円滑に受け入れ、応援職員の力を最大限に活用するために整備されました。そして、物流体制の構築もされました。②地震発生時の避難所の一斉自動開設体制の見直し。これも後ほど説明があります。③要配慮者施設における避難確保計画の作成。水防法及び土砂災害防止法の改正により、平成30年度より対象施設に対して通知を行い、避難計画の作成を推進していきます。④外国人旅行者向け避難マニュアルの作成。英語、中国語、韓国語のマニュアルを作成しました。

報告として、(1)平成29年度新潟市国土強靱化地域計画 主な取組事例について。足元の安心安全の確保として、想定最大規模の浸水想定公表、新たな想定を反映した洪水ハザードマップの作成。これが先ほど説明したハザードマップの作成になります。(2)平成29年度関係機関の取組みについて。①新潟市危機管理防災局より、災害時情報システムの構築について説明がありました。②新潟地方気象台から、改善された防災気象情報を利用。これは、平成29年7月に改善されホームページに掲載されております。視覚的に分かりやすい情報、可能性を積極的に伝える情報を提供しております。以上です。

(議 長)

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

(伊藤委員)

新潟地区コミュニティ協議会の伊藤でございます。

1点だけ質問させていただきます。答えは出ないと思いますが、念のためということで提案いたします。住まいの防災について、2か月前から議論になっておりますが、川岸町並び関屋地域における堤防が維持管理されておらず、他よりも低いと。津波が来たときに膨大な浸水が予測されるのではないかとといった議論がありました。この議論が、このハザードマップにどのように反映されているのか。もし反映されていなければ、修正の必要があると思います。

(川崎委員)

まだ全体のところだけで、できてみないと、どのようになっていくのかが分からないのですけれども、見本として提示されたものがありますので、後で伊藤委員にお届けします。

(伊藤委員)

私が見るわけではないのです。そうではなくて、私が言っているポイントを行政が認識されているかどうかということを検証していただきたいという提案なのです。おそらくされていないのではなかろうかと思います。そういったことを再度検証していただきたい、委員におかれましてはよろしくお願ひしたいと思います。

(川崎委員)

今回はそういった話は出ませんでしたので、次回に持ち越させていただきます。

(議 長)

廣瀬委員どうぞ。

(廣瀬委員)

豊照地区コミュニティ協議会の廣瀬でございます。

今ほど、防災会議ということで川崎委員から説明がございました。一番上に、新潟市役所本部会議室において、自治協議会選出委員に避難所開設体制の見直しについて説明があったということでございます。この見直しの基準ですが、豊照小学校が廃校になった後に、子どもは数年かけて、避難所として認めてもらえないのかということ申請したのですが、いっこうに取り上げてもらえず、今回、ようやく指定されました。非常に嬉しいのですが、どういったところに基準があって、今回、旧豊照小学校が避難所として開設されたのか、この辺のいきさつが分かれば教えていただきたいと思ひます。

(川崎委員)

今回は、震度に対する避難所開設の基準を改正することだけでしたので、そういった詳しい話は出ませんでした。後で担当の方から説明がありますので、よろしくお願ひします。

(議 長)

後ほど、(4)「避難所の地震発生時の一斉自動開設体制の見直し」のところ詳しく説明があると思ひますので、お待ちください。

ほかにございませんか。

## (2) 部会からの報告について (資料 報 2-1 2-2 2-3 2-4)

### (議 長)

それでは、報告 (2)「部会からの報告について」です。四つの部会の報告が終わりましたら、質疑を行いたいと思いますので、ご協力お願いいたします。

「地域活性化部会」座長の浅野委員からご報告をお願いいたします。

### ① 地域活性化部会

#### (浅野委員)

「地域活性化部会」の座長の浅野でございます。第 1 回部会を 4 月 9 日に開催いたしました。欠席者が多く、いろいろな意見が出ずにまとまりがつかなかったのですが、肥田野委員から提案のあった事業計画をもとに検討を進めました。昨年度ありました「新潟湊町物語～“新潟の原点”活性化事業」をテーマとして、もう一度検討していきたいということで、今後は、西堀寺町に焦点を当て、点から面への広がりを目指し取り組んでいるところです。また、部会事業を参考に、現在、お寺で行われている事業関係、いろいろなイベントを催しているお寺がございますので、聞き取り調査を部会員全員で行い、検討したいと思っております。以上です。

### (議 長)

ありがとうございました。

続きまして、「福祉・安心安全部会」座長の渡邊委員からご報告をお願いいたします。

### ② 福祉・安心安全部会

#### (渡邊委員)

「福祉・安心安全部会」の渡邊です。4 月 9 日の 10 時からこちらで行いました。今年度の部会取組事項については、大きなテーマとしては、昨年度に引き続き、地域包括ケアシステムの構築に向けた住民福祉活動の推進を継続して取り組むということは、昨年度から決まっておりました。その中で、昨年度は地域の茶の間に焦点を当てましたが、今年度は、地域での見守り活動等の取組みに焦点を絞ろうということで検討しております。ただ、見守り活動と一言でいっても、例えば高齢者に対する友愛訪問や子どもたちの防犯パトロールや、認知症の方の徘徊の防止策などいろいろあるという意見が出ました。また、過去に自治会単位でやった調査なども眺めながら意見を出し合ったところです。検討の結果、どこに焦点を絞るかというのは具体的には決めませんでした。部会の委員で地域活動をしている、あるいは把握している、知っている内容を次回の部会に持ち寄って整理をしようという流れでございます。

ここでお願いなのですが、資料報 2-2 の次にホチキス留めでついていますが、部会の委員だけではなくて、自治協議会の委員の皆様からも情報を募集したいと思っております。その依頼の文書でございます。子どもたちの見守り、高齢者の見守り、あるいは認知症、交通安全、防犯活動など、特定なものに絞らずに、地域で行われている、団体で行っている見守りの活動、こんなことをやっていますというのがあれば、

こちらに書いていただいて、5月8日までに事務局まで連絡いただければと思っております。ご協力をよろしくお願いいたします。以上です。

(議長)

ありがとうございました。

続きまして、「地域と学校部会」座長の井上委員からご報告をお願いいたします。

### ③ 地域と学校部会

(井上委員)

「地域と学校部会」座長の井上です。よろしくお願いいたします。資料報2-3をご覧ください。平成30年4月13日の10時から11時50分まで、こちらの中央区役所で実施させていただきました。今年度、当部会では、昨年度実施した「子どもが真ん中！地域と学校でつくる学びの未来～提案型協働事業」と題しまして継続実施の方向で進めております。昨年度は、地域の居場所、子どもたちの居場所、美術館、将棋、またはプログラミングまで非常に幅広く地域からご提案をいただいた事業を自治協議会委員がつなぎとなって、学校や区役所とともに実施するという事で、一定の成果を得たものと考えておりますが、課題として残ったのが、やはりスケジュールがかなり押したことや、部会のメンバーの負担が大きかったことなどが挙げられておまして、その点につきまして解消すべく、今年度は申請いただいた方に部会の開催日に来ていただいて、事業に対する思いをヒアリングさせていただき進めていこうと。これまでは個別に、申請が出るたびにメンバーが動いてという形でやっていたのですが、そのあたりは、提案者にご負担いただきながらやっていければと考えております。

また、他の区の自治協議会でも類似の事業が実施されているのですけれども、そのあたりで明確に基準を設けて、他の助成金や補助金との差異が明確でなくなっているといった声も聞かれているあたりから、やはり中央区の「地域と学校部会」としては自治協議会委員と一緒に汗をかいて事業を実施するということに重きを置きたいという趣旨がございまして、例えば経費のサポートについては、既存の助成金制度等で対応できないかといったことも含めてアドバイスを行い、必要な部分についてはサポートしていくという枠組みで進めていきたいということで話し合いが行われました。

スケジュールにつきましては、あまり後ろに押さないように、募集を6月から12月末としまして、1月末にはすべての事業が完了できるように。昨年度は3月のぎりぎりまで実施があったものですから、1月末までには終了できるように進めさせていただきたいと考えております。

その他、募集につきましては以下のとおりとなっております。また、近日中に募集開始となりましたら、自治協議会の皆様からも各地域で子どもあるいは地域と学校をつなぐ取組みについてお声がけいただいたり、ご紹介いただいたりなど、ご協力いただければと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。以上です。

(議長)

ありがとうございました。

続きまして、「水辺とみなと部会」座長の外内委員からご報告をお願いいたします。

#### ④ 水辺とみなと部会

##### (外内委員)

「水辺とみなと部会」の外内です。資料報 2-4 をご覧ください。第 1 回目を 4 月 13 日、13 時 30 分から 5 階の対策室で行いました。委員の出席が 6 名、欠席は 2 名でありました。事務局と関係者からも出席いただいております。議題 1 ですが、講演会の報告書について。平成 29 年度に実施した「新潟開港 150 周年記念講演会」の実施報告書が完成したので、今回、皆さんへの資料として 1 部ずつお配りしております。また、封筒の中に 1 号委員の方々には各コミュニティ協議会にお持ち帰り願って、皆さんに提案していただきたいと思っております。傍聴者の皆さんにも、今日の資料の一部として配付されております。前回もご報告申し上げておりますが、2 月 9 日に行われたこの講演会も成功に終わったということで、喜んでいるところでございます。

次に議題 2 でございますが、前年度に引き継ぎ、平成 30 年度の事業として新潟開港 150 周年記念カレンダーの作成に取りかかろうとしております。新潟開港 150 周年の周知を図ることが大きな目的でございます。タイムスケジュールといたしましては、平成 30 年度のカレンダー作成のスケジュールについて確認し、今年度 11 月後半に業者から納品いただいて、12 月早々には配付可能となるように進めていきたいと思っております。

次に、カレンダーの仕様でございますが、カレンダーの形状、仕様について検討いたしました。いろいろな提案がありまして、最終的に事務局でデータを作成し、業者と選定作業に入るということでありますし、一方、部会としましては、小委員会を設けて、12 枚ないし 13 枚の写真やデザイン等、どのような内容にするかについて検討を重ねてまいりたいと思っております。来年度のカレンダーができましたら、その配布場所と部数について、いろいろと議論があるところでございますけれども、基本的には、区内の小中学校、あるいは公共施設等を中心に配布するというようにしております。なお、配布場所、部数につきましては、予算等の絡みと、1 部がいくらできるかという絡みがありますので、何部作って、どこに配るとは言えないということで、順次、皆さん方に次の機会でご報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

##### (議 長)

ありがとうございました。

今までの 4 部会からの報告につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

――各所管課からの説明（報告）――

#### (3) 区自治協議会のあり方検討委員会 報告書について（資料 報 3）

##### (議 長)

ないようですので、次に進めていきたいと思っております。報告 (3) 「区自治協議会のあり方検討委員会 報告書について」です。担当課から説明をお願いします。

##### (担当課)

市民協働課の松屋と申します。本日はよろしくお願いたします。

昨年度、検討を進めてまいりました区自治協議会のあり方検討委員会から市へ提出

された報告書について、お手元にお配りしております資料報 3「区自治協議会のあり方検討委員会 報告書について（報告）」に基づいて説明をさせていただきます。各区の会長経験者と有識者、公募委員の 11 名により、昨年 7 月から今年 3 月まで 4 回にわたり検討を重ねてまいりました。また、昨年 11 月から 12 月に各区自治協議会にも参考意見聴取という形で、四つの論点、区民の多様な意見を活かす組織、地域代表、実施主体、審議会について選択方式などによりご意見を伺い、検討に反映させていただきました。さらに、市議会でも、6 月、9 月、12 月、3 月の常任委員会で説明を行い、ご意見を伺ってまいりました。これらの検討を取りまとめたものが今回の報告書となります。自治協議会は平成 19 年度に設置してから 10 年が経過する中で、審議会としての役割だけでなく、自治協提案事業の実施や広報紙の発行など新たな役割を担っていただくようになってまいりました。また、各区の状況もさまざまであり、検討委員会で議論を重ねた結果、資料の 1 の方向性にありますように、これまで以上に、組織のあり方を区の実情にあったものにすることが必要との提言をいただきました。提言を受けまして、来年度、第 7 期からの自治協議会が、この方向性にある全市統一となっている委員の要件や、自治協議会に意見を聞く項目などは区の裁量に委ねる。行政からの全市的な説明・報告は減らしていく。自治協提案事業に、委員と区民がより主体的にかかわる。話しあうテーマは、区内のまちづくりに関すること、課題を中心とする。これに基づき運営できるよう、資料の 2 にある今後の自治協の位置づけですが、(1) の①の区ビジョン、区づくり予算など区のまちづくりについて地域自らが話しあい、取りまとめを行い、市に対して意見を述べる仕組みは今後も必要ではないかとのことから、合議体としての意見集約は継続をする。②の委員の住所要件、構成、任期、自治協に意見を聴く項目を区の実情に合わせ、柔軟に決められるようにしたいとのことから、地方自治法の位置づけを外す。この二つを主眼に、条例改正を含め、制度改正をしたいと考えております。

3 の今後のスケジュールについてですが、現在、条例改正を含めてどのような体制が必要か、区役所とともに素案を作成中ですので、6 月の自治協議会でお示しさせていただき予定です。市の附属機関として多様な意見を調整し、取りまとめなどを行う役割を引き続き期待しつつ、区の実情に合わせ、なるべく柔軟な運用ができるようにしたいと考えております。今後も自治協議会や市議会と意見交換しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。

(議長)

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、皆さんからご質問等がございますでしょうか。

(伊藤委員)

新潟地区コミュニティ協議会の伊藤でございます。

1 点だけ提案申し上げたいと思います。これは前回、事前配付していただいて精査したところでございます。少し足りないという点を 1 点、ご提案申し上げたいと思います。私どもは毎年、部会と称してテーマごとに時間とお金をかけて提案を申し上げている次第です。提案はけっこうなのですが、この辺が提案だけで終わってしまうのはもったいないなど。行政においては、または地方自治体の、特にコミュニティ協議会自体においては、どのような効果があったのかという検証が非常に少ないのではな

いかと。やられているのかもしれませんが、表だったデータとして見える書類がない。非常に残念です。時間の無駄ではないかと。小さいものでも、例えば行政におかれては、都市計画のこのプロジェクトに、このデータを利用させてもらいましたとか、その結果、まだ推進中でございますというディテールがあって、初めて私どもがやったテーマが活かされるのではないのでしょうか。そういう面で、一方通行になりすぎているのではないかと。市民、区民の方々にいくらやっても、そういうものが出てこなければ、私どもがやっている、また行政の方々もやっている努力が報われないのではないかと。10年間の中でずいぶんあったのではないかと。そういうことを、11年目になった今から、もう少し、小さくてもいいから、これはこういうことで結果が反映されましたということを示してみたらいかがでしょうか。

**(担当課)**

今回の改正によりまして、区ごとの実態に合わせた運営ができるようにと考えておりまして、その中で、そういった議論が活性化することも私どもが期待しているところでございますので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。

**(伊藤委員)**

抽象論なのです。よく分からない。具体的に、全部はやらないけれども、行政においては、この点は皆さんで調べながら、定期的に発表しましょうとか、そこまで言ってほしいわけです。抽象論はいらない。具体的なものを言ってもらいたい。全部やれとは言っていない。そこなのです。

**(議 長)**

それでは、市民協働課で取りまとめて、後ほどお願いします。

**(担当課)**

内部で協議させていただきたいと思っております。

**(議 長)**

そのようなことで、よろしく願いいたします。

それでは井上委員どうぞ。

**(井上委員)**

公募委員の井上です。よろしく願いいたします。

「区自治協議会あり方検討について」という資料の2の②ですけれども、「地方自治法の位置づけを外す」という記述がありまして、中を拝見したときにも、このねらい、あるいは趣旨が分かりにくかったので、もう少し追加で説明していただいてよろしいでしょうか。

**(担当課)**

地方自治法の位置づけを外すという中で、現在、委員の住所要件がありまして、区内に住所を有する者だけが委員になれる形になっておりまして、各区で、もう少し何とかならないのかという話が出ていたのが、学識経験者で大学の先生などを自治協議会に入れ込もうとした場合、区内に大学の先生が住んでいなくても、その区と密接な関係がある先生がいたりする場合があって、そういった方を呼んでくるということ、それができないということもあり、住所要件を外したいということで、地方自治法の位置づけを外すということが1点ございます。

それ以外にも、建議、諮問事項といえますか、自治協議会が自ら意見を述べたり、



自治協議会に我々から意見を聞く事項なども、地方自治法の記述ですと抽象的で幅が広くて、何を審議するのかが不明確な部分がありましたので、その辺も地方自治法の位置づけを外すことによって、より具体的な関係ができると考えております。

**(井上委員)**

説明は何となく理解できたのですが、地方自治法というのは、多分、各自治体は運営していくうえですごく重要な位置づけの法律であるという認識を持っていて、自治協議会が協働の要として地域と行政のつなぎ役として活動していくことを考えたときに、非常に唐突感があり、かつインパクトの大きい記述というか、地方自治法の位置づけを外すということがどういう意味を持ったものなのかというのが非常に分かりにくい。あるいは、今、ねらったもの以外に、例えば考えられるデメリットであるとか、自治協議会の位置づけの根幹的なものでゆらぐ部分などが出てくのであるとすれば、そういった部分も理解したうえでこの文章を読みたいということがあったので質問させていただいたのですが、何か補足説明があればお願いします。

**(担当課)**

今、新潟市で実施している区自治協議会というものは、地方自治法の地域協議会というものでございまして、政令市におきましては、地域協議会を置くことができるという規定になっていまして、置かないこともできます。地方自治法上は地域協議会という名称で規定されておりますが、新潟市では区自治協議会として地方自治法上の地域協議会を置くことによって、分権型の政令市を作りたいということで設置しております。ただ、10年経過する中で、各区の実情に合わないことがあったり、先ほど申した委員の住所要件で委員として選任できない部分があったりということであれば、地方自治法上の位置づけというのはやめて、決して自治協議会の役割が低下したりということではなくて、より柔軟に運営ができるように法律の適用を外すだけだということと考えております。

**(井上委員)**

ありがとうございます。質問させていただいて、ご説明いただいてよかったと思う反面、10年前、法律上に位置づけたであろう理由みたいなところもあったのだろうと察するに、学識経験者の住所地うんぬんのみを理由にして、これを外すという議論が果たして妥当なのかどうかというのは、今の段階で私は理解が難しかったところです。

**(議長)**

外内委員どうぞ。

**(外内委員)**

鏡淵小学校区コミュニティ協議会の外内です。

今の話を聞いていて、自治協議会の位置づけを外すという上段に構えた言葉だと、自治協議会がなくなるように捉えられるのです。そうではなくて、逆に加筆するような形で、「ただし、これこれこういう場合であれば住所要件を外すことができる」といった文言にしたほうがいいのではないですか。外すというのは、井上委員が言ったように、全部それをなくすのではないかと捉えられると思うのです。中央区外で有名な大学の先生を連れてきたいのだったら、そういうこともできるというふうに加筆したらいいのではないですか。

**(担当課)**

おっしゃるとおりでございます。各区の自治協議会を回らせていただいて、必ず質問を受けております。私どもの表現が至らない部分があったと思っています。おわびを申し上げたいと思います。決して、地方自治法上の位置づけを外すということで自治協議会を形骸化しようとかそういうことではなくて、より活発な議論を期待することでございますので、ご理解いただきたいと思っています。

**(議 長)**

そういうことだそうでございます。ご理解いただきたいと思っています。

渡邊委員どうぞ。

**(渡邊委員)**

区支え合いのしくみづくり会議の渡邊です。

これは質問ではなくて意見といったことで捉えていただければと思うのですが、地方自治法に基づいて地域協議会という位置づけで設置している政令指定都市が、新潟市以外にたしか静岡の浜松だったのでしょうか。そこは基づいて今もやられているのかと思うのですが、そうではない、地方自治法に基づいていないけれども、自治協議会と同等のものを設置している政令市もひょっとしてあるのではないかと思ったのですが、先程の井上委員のメリット、デメリット、地方自治法に基づくと国から交付金が出るのかどうか分からないのですが、予算的なメリットがあるとかないとか、そういったところも比較して判断したいということ、井上委員の意見から私もそういうふうに思いました。これは今お返事いただきたいわけではないので、そういったことも考慮して検討していただければと思いました。以上です。

**(議 長)**

ありがとうございました。検討意見として伺っておきます。

ほかにございませんか。

**(4) 地震発生時の避難所の一斉自動開設体制の見直しについて (資料 報4)**

**(議 長)**

ないようでございますので、先に進みます。報告(4)「地震発生時の避難所の一斉自動開設体制の見直しについて」でございます。担当課からの説明をお願いいたします。

**(担当課)**

中央区総務課の日根と申します。よろしくお願いたします。

資料報4をご覧ください。先ほど川崎委員より報告がございましたが、去る3月23日の防災会議の報告のうち、地震発生時の避難所の一斉自動開設体制の見直しについて報告いたします。本市ではこれまで、区内で震度5弱以上の地震が発生した場合に、区内にあるすべての避難所を一斉に開設する体制を取っておりました。しかし近年、区内で行った震度5弱以上の地震の概況によりますと、被害が少なく避難者がいない事例が多くありました。このような場合には、多くの区民の皆様は普段と変わらない日常生活を送ることが予想されますが、一方で、区役所からは多くの職員が避難所へその開設、運営のために向かってしまうと、区役所の職員体制が手薄になり、

各種手続きや窓口業務に支障が生じ、区民の皆様へのサービスの低下を招くおそれがあると考えられました。

資料は、先に 3 枚目をご覧ください。横向きの表に記載された過去 3 年間に発生した主な地震概況をご覧ください。これは、過去 3 年間に国内で発生した地震の被害と避難者の状況をまとめたものです。左から 2 番目の欄が震度階級、一番右の欄が避難者の状況となっております。震度 5 弱、5 強の地震では避難者がほとんどいなかったことが分かります。

資料 2 枚目に戻っていただきまして、「地震発生時の避難所の一斉自動開設体制の見直しについて」をご覧ください。今ほどご説明したような状況を踏まえ、避難所の一斉自動開設体制の見直しを図りました。1 の開設基準の見直しについてです。地震が発生したときに区内の避難所を一斉に開設する基準を、現行の区内で震度 5 弱以上を観測した場合から、区内で震度 6 弱以上を観測した場合に引き上げます。これはすべての避難所を一斉に開設する基準を見直したもので、例えば中央区が震度 6 弱以上の地震のときは、区内すべての避難所を一斉に開設し、震度 5 弱、5 強の地震のときは区役所職員や施設管理者が避難して来られた方を受け入れる体制を取り、避難者や被害の状況を確認したうえで、区内の必要な避難所を開設する体制にするというものです。これまでどおり、区民の皆様が避難の必要があると判断したときは最寄りの避難所へ避難していただきたいと思っております。2 の運用開始日でございますが、今年度 4 月からの運用開始としております。

地震発生時の避難所の一斉自動開設体制の見直しについての説明は以上でございます。

なお、先ほど、廣瀬委員からご質問がございました点ですが、旧豊照小学校がなぜこのたび避難所の指定を受けたかというご質問を頂戴いたしました。これにつきまして、避難所のもともとの定義がございますけれども、避難所の指定に当たりまして、地域的なバランスですとか、地域で想定される避難者の数、また、その建物が一定の強度を保っております、長期的に避難生活が可能かどうか。日常的に使用、維持、管理がなされているかといったことを総合的に考慮し指定させていただいているものでございます。なお、旧豊照小学校につきましては、これまで日常的に管理がなされているかどうかといった点において、避難の指定を解除しておりましたけれども、体育館の暫定利用が始まりましたので、クリアされたということで、今年 2 月から体育館のみを指定させていただいているところでございます。以上でございます。

**(議 長)**

ありがとうございました。

それでは、ご質問のある方はいらっしゃいますか。

**(渡部委員)**

笹口校区コミュニティ協議会の渡部です。

お尋ねしたいのですけれども、私どもの避難所は笹口小学校なのですけれども、鍵の預かりが、職員の方がいらっしゃるわけですけれども、異動などで 4 月現在、どなたが預かっておられるのかということを地域にも教えていただきたいのですが、その仕組みはできていますか。

**(担当課)**

中央区総務課で防災を担当しております宮島と申します。

渡部委員がおっしゃっているのはおそらく、笹口小学校の近隣に住む避難所指名職員のことだと思うのですが、2名を指名しております。夜間や休日に避難所を開設しなければならなくなったときに、すぐ駆けつけられるようにということで合鍵を所持しております。当然、4月になりますと人事異動や引っ越しなどで職員がその役割を果たし続けることができなくなることも実際に発生しているのですが、人事課が発表した人事異動の結果をもとに、新たに指名のやり直しをやっているところでして、5月2日ころには何とか今年度の新しい避難所指名職員の指名を終えようと思っています。その先は、実は全市的な課題になっているのですが、どの職員がどこの避難所の鍵を持っているのかというのが、施設管理者や地域の皆様からよくお分かりいただけない状態がずっと続いておりました。そういった反省を踏まえまして、これからは地域の皆様、施設管理者、市職員の三者で、日頃から顔の見える関係を築いて円滑な避難所の開設や運営ができるようにということで、夏頃から三者の顔合わせや、実際に現地をご覧いただきながら打ち合わせをするなどの取組みを始めたいと思っています。

**(議 長)**

災害は忘れたころやって来るではないですが、いつくるか分かりませんので、早めの対応をお願いしたいと思います。

外内委員どうぞ。

**(外内委員)**

鏡淵小学校区コミュニティ協議会の外内です。

災害がいつ来るか分からないのに、8月頃にやりますとか、いつくらいにやりますとかという対応というのはおかしいのではないかと。少なくとも1週間以内に引き継ぐくらいのスピード感を持っていないとおかしいのではないですか。

**(担当課)**

おっしゃるとおりでございますので、皆様の負担になるようなことがないように、しっかりと安心安全の面での対策を取っていきたくと思っています。

**(担当課)**

補足させていただきます。4月になってから新しい指名職員が指名される間はどうかということ、毎年そうなのですが、自分の次に避難所指名職員になる人が決まるまでは引き続き合鍵を持って、駆けつけられるような体制を維持してくださいというお願いはしております。引っ越して遠くに行ってしまうとそれもいかないのですが、そういうリスクをカバーできるように、一つの避難所について2人ずつ避難所指名職員を指名しているところでございます。

**(議 長)**

今までですと、例えば学校が避難所になった場合、学校の向かいの人に鍵を渡していたということがあるのです。今、そういう制度はないのでしょうか。職員だけではなくて。最近、それを聞かないものですから。

**(担当課)**

田村委員（議長）がおっしゃっているのはおそらく、津波避難ビルの合鍵のことだと思うのです。地域の方々に合鍵を持っていただいているのは、普通の避難

所では行っておりませんで、津波避難ビルも同時に指定されている施設については、地域の方々がすぐに行けると。

(議長)

例を挙げますと、入舟小学校は向かいの人に鍵は預けていました。

(外内委員)

避難所になる学校の近所の人にも渡していますよ。

(議長)

そうしないと、間に合わない場合は、ガラスを割ってでも入ってくださいという、暗黙の了解があったのですが。

(担当課)

中央区の 50 か所の避難所のうち 40 弱、大部分は津波避難ビルを兼ねております。そういった意味で、津波警報が発表されるときに、職員が開けにいけなくても地域の方々がすぐに開けて、3 階以上に避難していただけるように、最寄りの方に、おそらく 2 本ずつだと思いますが、鍵をお貸ししております。

(議長)

伊藤委員どうぞ。

(伊藤委員)

新潟地区コミュニティ協議会の伊藤です。

例えば津波の緊急避難のときに、行政から正式に認定される建物がございます。正式には何かというと、24 時間フリーに入れるということが条件になっているのです。オートロックのビルは指定できません。これが条件なのです。

(議長)

その辺のもう少し分かりやすい書面みたいなものが回っていれば、自治会でも参考になると思います。

ほかにございますか。清水委員どうぞ。

(清水委員)

礎地域コミュニティ協議会の清水です。

今の鍵の件ですけれども、実は、私も預かっている立場の人間です。以前は市の職員が持っていたのですけれども、そこに来るまでにだいぶ時間がかかるということで、それでは間に合わないということで、地域で鍵を預かるということで掛け合いました。地域の間が鍵を預かることにいたしました。預かったはいいのですけれども、開設基準の見直しということで、こういったものが地域の方に 4 月 1 日から変わったんだよというか、そういったものが一切公表されていないのです。職員の指名が 5 月 2 日かとか言われましたけれども、4 月 1 日で開設されて 5 月 2 日に職員を指名するというのはおかしい状況なのです。ですから、速やかに、鍵を預かっている地域の人に、こういった状況のときにはこういった連絡が入りますという、具体的な指図書みたいなものがあれば、地域の方も安心していただけると思うのですけれども、当該職員がどこから来るのか、何分くらいかかるのか、地域の方が鍵を持っていたらどのくらい利点があるのかといったものを、速やかに示していただければ、地域も安心していただけると思うのです。いかがでしょうか。

(担当課)

まず、先ほど震度の件で報告した案件につきましては、3月末でしたけれども、市報にいがたの記事も小さかったかもしれませんので、皆様のお目にとまらなかったかもしれません。いったん、3月25日号の市報にいがたに出ささせていただいておりますけれども、なお、皆様にしっかりと伝わっていないということがよく分かりましたので、これからも皆さんからも地域の方への周知と合わせて、こちらとしても機会をとらえ、皆様にしっかりと行き渡るようにしたいと思っております。

後段のご説明につきましては、市全体の部分もございますので、関係の防災部局とも少し協議してみたいと考えます。

**(議 長)**

各地域で防災訓練や自主防災でいろいろな活動をやっていますので、そういったところにも情報は流していただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

#### **(5) 平成30年度 区教育ミーティングの実施について (資料 報5)**

**(議 長)**

報告(4)は終わりました、今までのところで皆さんからご質問はございませんでしょうか、なければ報告(5)へ進みます。「平成30年区教育ミーティングの実施について」です。担当課からご説明をお願いいたします。

**(担当課)**

中央区教育支援センターの佐々木でございます。今年度もよろしくお願いいたします。教育ミーティングの実施について説明させていただきます。

資料報5をご覧ください。新潟市では平成26年度から教育委員の区担当制を導入いたしまして、平成27年度から教育委員2名で二つの区を担当しております。各区を担当する教育委員は資料2枚目に記載してあります。中央区につきましては昨年度に引き続き今年度も佐藤教育委員、渡邊教育委員が担当となります。区担当教育委員の活動として2種類の教育ミーティングを実施しております。ミーティングの場におきまして、市及び区の教育情報を皆様にご提供させていただくとともに、区の実情や特性を把握し、市全体の教育施策に生かしていきたいと考えております。

資料2枚目の左側の区教育ミーティングをご覧ください。こちらにつきましては、自治協議会委員と教育委員で懇談を行うものです。今年度も昨年度に引き続き開催したいと考えております。開催にあたりましてはご協力をよろしくお願いいたします。

区教育ミーティングは年2回、1回目は6月から9月までの間、2回目は10月から1月までの間の自治協議会の会議の開催にあわせて実施したいと思っております。参加者につきましては、1回目はすべての自治協議会委員の方を対象に開催し、2回目につきましては、資料では、教育担当部会という記載がありますが、中央区の状況を考慮しながら実施したいと思っております。会議のテーマにつきましては、1回目は教育委員会が今年度進める施策につきまして、皆様に情報を提供させていただき、ご意見を伺いたいと考えております。2回目につきましては、1回目のご意見等を踏まえまして、皆様と調整のうえ開催したいと考えております。

なお、資料の右側と資料の3枚目につきましては、区担当教育委員のもう一つの活動の中学校区教育ミーティングの実施内容を記載しております。こちらは、区担当教育委員が中学校区単位で回っているということでございます。地域の中からは、コミ

ユニティ協議会の代表者の方などからご参加いただきたいと考えており、自治協議会にはコミュニティ協議会の代表の方もおりますので、ご紹介させていただきました。ミーティング実施予定校をお示ししてありますので、開催の折りはご協力いただきますよう、あわせてお願いいたします。

教育ミーティングの内容につきましては以上でございます。

最後になりますが、第1回目の教育ミーティングにつきましては、自治協議会の皆様とご相談のうえ決定したいと考えております。よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。

ただいまの説明、報告につきましてご質問はございますでしょうか。

## 5 その他

### (1) 地域課題の共有について (資料 他1)

(議長)

次に、「その他」の(1)「地域課題の共有について」です。前回の自治協議会でごみステーションの管理やごみ出しマナーの改善事例について、委員の皆さんに情報提供を依頼させていただきました。結果、委員の皆さんからいろいろな事例が寄せられ、事前配付資料としてお配りいたしました。皆様、ご覧いただいていると思いますが、事例について何かご質問等がございますでしょうか。

清水委員どうぞ。

(清水委員)

礎地域コミュニティ協議会の清水です。

ごみステーションの件ですけれども、市当局にお伺いしたいのですけれども、今、歩道上にステンレス製の蓋のついたごみの容器が置いてあります。私どもも、そのきれいなステンレス製のごみステーションにしたいと思ひまして、市へ事前にお問い合わせに行つたのですけれども、その場所はだめだと言われて、置く場所と置けない場所の基準があるのか。現在、置いているところは、どさくさに紛れて置いてそれで済んだのか。その点の基準をお聞かせ願ひたいと思ひます。

(議長)

それは各地域みんな該当していると思ひます。うちの町内も黙って置いているような形なのですけれども、聞くとやぶ蛇になるから、聞かないほうがいいのではないかと。

(事務局)

中央区窓口サービス課の山賀と申します。

生活環境係でごみの対応をさせていただいておりますが、今のごみステーションの関係につきましては、私も確かなことが言えず申し訳ないのですが、道路上の場合につきましては、基本、道路には物を置いてはいけないという法律上の規定がございますので、おそらくそういったことでだめなのではないかと。ただ、移動が可能なものについては置いているようなところもあるとは聞いております。詳細につきましては、今、手持ちの資料がございませんので、後ほど、あるいは次回の会議、あるいは清水委員に直接ご説明させていただきたいと思ひますが、それでよろしいでしょう

か。

(議 長)

それをお願いいたします。

ほかにございませんか。

ごみステーションの管理は大事なことで、情報提供したい方がありましたら、後日でもけっこうですので、お知らせください。

事例をいただきましたので、各地域の取組みのヒントになるようであれば、活動につなげていただきたいと思います。

## (2) 平成 30 年度 中央区自治協議会年間開催日程について (資料 他 2)

(議 長)

次に、「その他」の(2)「平成 30 年度中央区自治協議会年間開催日程について」です。私から説明させていただきます。前回の自治協議会で、今年度の開催日程を決めるにあたり、昨年度の曜日や時間帯に不都合があれば、その旨、お申し出くださいと説明させていただいたところ、数件のご意見をいただきました。内容としては、時間の繰り下げ、逆に繰り上げ、別日の開催や隔月開催といったものです。それを受けまして、総務運営会議で検討させていただきました。まず、開催頻度についてですが、突発的な議題が入ってくることも予想されるため、基本は毎月開催とし、議題がない場合は事前案内で開催しない旨、連絡を入れるということにしたいと思います。

次に、曜日や時間帯についてですが、昨年度 1 年間を通して固定して開催したわけですが、今までの時間がよいのではないかという考えや、曜日も変えないほうが分かりやすいのではないかという考えもあり、検討した結果、資料他 2 に記載のとおりですが、昨年度と同様、毎月最終金曜日の午後 3 時からを基本として開催する。ただし、12 月と 3 月は年末と年度末のため、その 1 週間前に開催するということにしたいと思います。

なお、来月 5 月については、皆様ご存じかと思われませんが、新潟県知事選挙の関係でこの対策室は使用できません。事務局にて同日の別会場を探しましたが、適した会場が見当たらなかったため、前日の 5 月 24 日木曜日の午後 3 時から、NEXT21 の 6 階にある新潟市民プラザで開催することとしました。大変な急な状況のため、ご理解のほどをお願いいたします。

総務運営会議からの報告ですが、ご質問等はございますでしょうか。

なければ、開催日程はこのようにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議 長)

ありがとうございます。これで検討させていただきます。

皆さんからほかになにかございますか。

最後に、私から一つ報告させていただきます。ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、新潟市で 2019 年に G20 新潟農業大臣会合が開催されるとのことです。そ



	<p>の関係で、先日、新潟市の担当課から、G20 新潟農業大臣会合開催推進協議会の委員就任依頼が届きました。中央区自治協議会会長への就任依頼ということで、引き受けさせていただくことにしました。今後、情報が入りましたら、皆様にもお知らせしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日、予定しておりました議事はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成 30 年度第 1 回中央区自治協議会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでございました。</p> <p>事務局から事務連絡がございますでしょうか。</p> <p><b>(事務局)</b></p> <p>ありがとうございました。1 点、事務連絡をさせていただきます。先ほど会長からご説明がありましたとおり、次回は 5 月 24 日木曜日午後 3 時から、会場はNEXT 21 の 6 階の新潟市民プラザで行いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。</p> <p><b>5 閉会</b></p>
傍聴者	5 名
報道機関	1 社